

## VI 令和7年度 高原町立後川内中学校いじめ防止基本方針

### ① いじめ防止等についての基本的な考え方

#### ア いじめの定義

生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

#### イ いじめの防止等について基本的な考え方

- 本校からのいじめの一掃を目指す。
- いじめ未然防止に関して、生徒や保護者への周知を図るように努める。
- いじめを受けている生徒をしっかりと守る。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。

#### (ア) いじめ未然防止のために

いじめの問題の対応は、いじめの未然防止が最も大切であると考える。そこで、本校においては、生徒の豊かな人間性や社会性を育てる 것을を目指し、生徒指導の3機能（共感的人間関係の醸成・自己決定の場面設定・自己存在感を高める取組）を生かした教育活動を推進する。

#### (イ) いじめの早期発見のために

いじめ問題を早期発見・対応するために、生徒の状況を的確に把握するよう努める。その方策として、日常の生徒の言動やその変化に留意し、職員の情報交換の場を設定する。また、全校生徒を対象とした定期的な学校生活アンケートを実施したり、SCやSSWと相談の機会を設けたりするなど、生徒の視点に立った相談体制の充実を図る。

#### ウ いじめ事案への対応

いじめを発見した場合は、いじめ防止対策推進法を基に、早期に適切な対応を図る。その際、いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速かつ適切な配慮のもとに指導を行う。また、いじめの解決に向けては、組織的かつ継続的に対応する。いじめ解消の判断は、いじめ事案発見時から3ヵ月間を必要とする。

### ② いじめ防止等についての取組

#### ア 組織

いじめ防止のため、いじめ・不登校対策委員会を設ける。この委員会において、原則月4回の生徒の状況に関する情報交換を行う。また、いじめ事案発生時等、必要に応じて緊急に開催する。この委員会の方針等の決定は、いじめ防止対策推進法を基に行う。

#### 【構成員】（兼務者あり、必要に応じてその他の職員も入る。）

校長、教頭、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター。

#### 【活動内容】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 配慮の必要な生徒への支援方針決定

#### イ 実践事項

- 望ましい人間関係づくりのための生徒主体の活動の場の設定
- 学校行事等の実施に関わる全学年生徒による話し合いの場の設定
- 清掃・給食・ボランティア等の学年縦割りの活動の実施
- 生徒指導の3機能を生かした教育活動の推進
- 一人一人の実態に応じた分かる授業の実施

- 定期的な学校生活アンケートと教育相談の実施
- 人権教育や道徳教育の推進
- 保護者や地域、関係機関との連携と啓発の推進
- 原則月4回の生徒の状況に関する情報交換会の実施
- 進級時の情報の確実な引き継ぎ
- いじめの未然防止や対応に関する教職員研修の実施
- いじめの相談窓口の定期的な紹介

### 【いじめの相談窓口】



### 【「学校生活アンケート」の一部抜粋】

8. いじめに関すること  
いじめで悩んでいる。 ( )  
嫌なことを言われたりされたりするので悩んでいる。 ( )  
いじめられている人をどのように助けるか悩んでいる。 ( )  
その他 ( )

◇ あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ SNS等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ 自分の周りにいじめられている人がいる。
- ⑩ その他 ( )

### ③ いじめ事案への対応

#### ア いじめの発見・通報を受けた場合の対応

- (ア) 教職員は、即時いじめの行為を制止する。
- (イ) いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- (ウ) いじめの事実について生徒指導主事（いじめ不登校対策委員会を構成するいずれかの職員）及び管理職に速やかに報告する。

#### イ 情報の共有

- (ア) アの報告を受けた生徒指導主事等は、即時、いじめ不登校対策委員会に報告する。

#### ウ 事実関係についての調査

- (ア) 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、指導・対応方針を決定する。
- (イ) 重大事態であると判断された場合、即時、校長が町教育委員会に報告する。
- (ウ) 生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員の他、生徒が話しやすいよう担当する職員を充てる。
- (エ) 事実確認等の必要に応じて、生徒へのアンケート調査を行う。このアンケート調査によって得られた情報は、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合がある。このことを対象生徒に伝えた後、アンケート調査を実施する。

#### エ 解決に向けた関係機関との連携と組織的な対応

- (ア) 必要に応じて、町教育委員会及び警察署等の関係機関に相談する。
- (イ) 関係保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- (ウ) 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、隨時いじめ不登校対策委員会で決定する。
- (エ) 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対応する。

#### いじめられた生徒とその保護者への支援

##### 【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・安全・安心を確保する。                   ・心のケアを図る。
- ・今後の対応等を共に考える。           ・活動の場面等を捉えて、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

##### 【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

#### いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

##### 【いじめた生徒への支援】

いじめは許されないという毅然とした姿勢で指導する。また、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるように指導する。

- ・いじめの事実を確認する。                   ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる。    ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う。

##### 【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、事実関係等を報告する。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・いじめた生徒の成長につながるような今後の支援について共に考える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

##### 【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員の関係調整では、実質的な公平性を保つよう努める。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを聴き、寄り添う態度で臨む。教育委員会や関係機関と連携し、管理職が率先して対応に当たり解決を目指す。

#### いじめが起きた集団への働きかけ

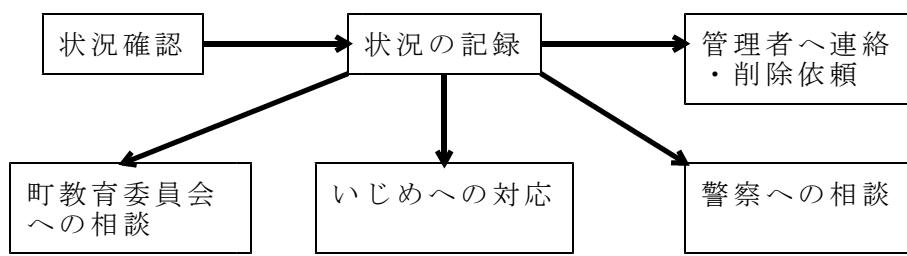
被害・加害生徒だけでなく、傍観者的立場の生徒にも、問題を解決する力を育成していく。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める。
- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己存在感が味わえる集団づくりに努める。

- オ 関係機関への報告**
- (ア) 校長は町教育委員会への報告を速やかに行う。
  - (イ) 生命や身体・財産への被害などが認められた場合、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。
- カ 繼続指導・経過観察**
- (ア) 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。いじめ解消の判断は、いじめ事案発見時より3ヶ月間を必要とする。
- キ その他**
- (ア) いじめられた生徒が安心して、学習・その他の活動に取り組むことができるようとする。
  - (イ) いじめた生徒とその保護者に対して、出席停止措置を講ずる場合、町教育委員会と連携して対応する。

#### ④ インターネットを介したいじめへの対応

- ア インターネットを介したいじめ事案事例**
- 文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信することや特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする・掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがインターネットを介したいじめの事例である。
- イ インターネットを介したいじめの未然防止**
- (ア) フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。  
（「学校のきまり」において、家庭内ルールを作りメディアを利用することになっている。）
  - (イ) 教育活動全般をとおして、生徒のメディアリテラシーの向上を図る。
  - (ウ) インターネット使用上の課題に対応するための時間を実施する。
  - (エ) 生徒のメディアリテラシー向上のための指導法についての職員研修を実施する。
- ウ インターネットを介したいじめへの対応**
- (ア) 被害者・ご家族からの訴えや閲覧者や関係機関から情報収集を行い、インターネットを介したいじめの実態把握を行う。
  - (イ) 事実関係把握や指導の過程で、以下のような関係機関と連携がある。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

#### ⑤ 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換と共に関係機関と協力して対応に当たる。

- ア 教育委員会との連携**
- (ア) 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
  - (イ) 関係機関との調整
  - (ウ) スクールカウンセラーの活用
- イ 警察との連携**
- (ア) 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
  - (イ) 犯罪等の違法行為がある場合
- ウ 福祉関係との連携**
- (ア) スクールソーシャルワーカーの活用（県教育委員会への依頼）
  - (イ) 家庭の養育に関する指導・助言
  - (ウ) 家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- エ 医療機関との連携**
- (ア) 精神症状についての治療、指導・助言

## ⑥ 重大事態への対処

いじめ事案が次に示す状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（西諸地区いじめ問題対策専門家委員会）に協力する。

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- (ア) 生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 精神性の疾患を発症した場合
- (ウ) 身体に重大な障がいを負った場合
- (エ) 高額の金品を奪い取られた場合など

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- (ア) 年間の欠席が30日程度以上の場合
- (イ) 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

重大事案についての必要な情報等について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

## ⑦ いじめ防止等についての基本的な考え方・方針の改善と周知

ア 学校の基本方針は、現状や課題等の変化に応じて、毎年、改善や見直しに努める。

イ 学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。

ウ 学校いじめ対策組織の組織体制整備等の平時からの備えについて、チェックリストを活用した点検を行う等、いじめ防止対策の更なる強化を図る。